

○農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十一年十月二十日

農林水産大臣 赤松 広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中、「及び第四十三」を
「、第四十三及び第五十一」に改め、同表の二の
項植物の欄中、「ヒロセレウス属植物」の下に（付
表第五十二に掲げるものを除く。四の項において
同じ。）を加え、同表の付表に次のように加える。
五十一 コロンビアから発送され、他の地域を
經由しないで輸入されるトミニアトキンス種
のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が
定める基準に適合しているもの
五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経
由しないで輸入されるヒロセレウス・ウン
ダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定
める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。